

## 広報



2 0 0 8

1

●平成20年1月

NO.415

## 希望を胸に新たな門出 国見町成人式

平成20年国見町成人式が、1月13日挙行され、新成人122名の新たな門出を祝いました。数年ぶりに再会したたくさんの友人と、昔話や今の生活などが盛り上がっていました。また、カメラを手に記念撮影をする光景があちらこちらで見られ、短い時間でしたが思い出に残る楽しい成人式となりました。(関連記事12ページ)



### 今月のおもな内容

|                      |    |
|----------------------|----|
| 年頭のあいさつ              | 2  |
| 所得申告を忘れずに!           | 4  |
| 町職員の給与等の状況           | 7  |
| みなさんの声をいただきました       | 8  |
| 後期高齢者医療制度の保険料が決まりました | 10 |
| 成人おめでとう              | 12 |
| 12月のグラビア             | 14 |
| 保健だより                | 15 |
| インフォメーション            | 16 |
| 生涯学習つうしん             | 18 |

C O N T E N T S

# あけまして おめでとうございます



年頭にあたり

国見町長 佐藤 力

新年明けましておめでとうございます。

町民の皆様には、希望に満ちた新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、国外におきましては、スマトラ島地震、米国の低所得者向け住宅融資「サブプライムローン」の焦げ付きによる世界金融の混乱、国内におきましては、安部首相の突然の退陣、不二家や赤福餅等の食品偽装、守屋防衛事務次官の逮捕、新潟中越沖地震、11月の低気圧による青森県などでの大雨被害があり、政治、経済、自然現象等で激動の一年であったように思います。

わが国見町においては、特に大きな災害や事件事故等はありませんでしたが、町特産の桃に穿孔細菌病が発生し、大きな被害を受けました。

町政におきましては、子育て支援策として、十月から小学生まで医療費の無料化や、妊産婦検診の無料化回数増、第三子がいる場合の保育料軽減を新たに制度化いたしました。

また、板橋南ニュータウン内の町営住宅の建設や観月台体育館と藤田小学校の耐震補強工事、道路改良などを実施いたしました。

町特産の桃を利用したピーチワイン『monmo』は、前年の三倍を生産することになっていきます。

お盆前に収穫される桃の極早生新品種「まんぎいらく」が誕生し、試食会において「おいしい」と評価がなされ、今年からは農業生産法人の榎小坂ア

グリにおいて本格生産されることになっており、今後町の稲作経営に大きく寄与することが期待されます。

現在、町におきましては、平成17年度に策定した行財政改革の実施計画にそって、改革と効率的な行財政運営に努めているところであり、地域活性化のためには、「道の駅整備構想」「阿津賀志山整備構想」についても検討を進めてまいりました。

小さくとも町民の皆様の声がしっかりと町政に反映できる開かれたまちづくりを目指し、「豊かで活力ある、誰もが安心できる住みよい国見町」を着実に推進してまいりたいと存じます。

ご心配をおかけしております公立藤田総合病院の問題は、昨年病院改革審議会等を設置し、経営改革について答申をいただき、院内で取り組んで参りました。その結果、改善が進行中であり、わずかではありますが効果が表れて来ております。引き続き予断を許さない状況に変わりはありませんが、危機的な状況は脱したと思えます。今後構成町として、病院をしっかり支えてまいる所存でありますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

J Aが事業主体の種子センターが改善され、共選場改築と光センサー選果機更新等の事業につきましても、関係者のご理解をいただき、順調に工事が進んでおります。

本年につきましても、生活・産業・防災基盤の整備、少子高齢化対策をはじめ、さらには町活性化を図るため、道の駅設置に向けた取り組みなど、自立のまちづくりのための新たな施策の展開も必要でありますので、町民の皆様には、新たな国見町のまちづくりのために、更なるご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、本年がみなさまにとってより良い年でありますようご祈念し、年頭のご挨拶と致します。

# 所得申告を忘れず！

申告相談 2月14日(木)～3月17日(月)

町では、2月14日から3月17日まで、町県民税・所得税の申告相談を行います。  
この申告は、昨年1月から12月までの所得を申告していただくもので、平成20年度の町県民税や国民健康保険税などの課税の基礎となります。  
申告相談には、必要な書類を持参し、できるだけ申告者本人がおいで下さい。



## 申告相談に持参するもの

- 【所得、経費関係の書類】
- ① 農業をされている方  
▼農産物の収入金の証明書など1年間の収入のわかるもの
  - ▼水稲、果樹などの受取  
共済金明細書または支払  
共済金の領収書
  - ▼大農具等を平成19年中  
に購入された方は、その  
領収書
  - ▼雇人及び作業委託がある  
場合は、その領収書(J  
Aのライスセンター、育  
苗センターも必要)
  - ▼所得は、実際の収入金  
を元に計算しますので、  
JA取引明細書や収入証

- ② 営業(商売等)をされて  
いる方は、売上げ、仕入  
れ、経費等の諸帳簿
  - ③ 土地、建物等を譲渡して  
いる場合は、売買契約書  
または買取証明書等
  - ④ 給与やパート等及び年金  
受給者の方は、源泉徴収  
票または支払証明書等
- 【控除関係書類(所得から  
差し引かれるもの)】
- ① 生命保険料や個人年金保  
険料(10年以上の掛け金  
の支払い証明書)
  - ② 地震保険料等の支払証明  
書
  - ③ 国民年金保険料の控除証  
明書

## 申告をしなければならない方は？

- ① 一般の方の場合
    - ◆ 農業、営業など事業を営んでいる方
    - ◆ 公的年金等を受給している方
    - ◆ 地代、家賃、配当などの所得のある方
  - ② 給与と所得者の場合
    - 給与と所得者の場合は、毎月の給与から所得税が源泉徴収され、その年の最後の給与を支払う際に年税額を清算(年末調整)しますので通常は申告する必要はありませんが、次のような方は申告してください。
    - ◆ 給与の年取額が2,000万円を超える方
    - ◆ 給与のほかに、他の所得がある方(例えば、給与と所得のほかに農業、配当などの所得がある方)
    - ◆ 2ヵ所以上から給与をもらっている方(パート、アルバイトを含む)または、中途退職などのために年末調整できなかった方
  - ③ 土地や建物などを譲渡した方の場合
    - 土地や建物を買ったり交換した方、居住用の財産を買い換えた方など。
- ※国や県、町など公共事業のために土地や建物を買って、所得税がかからない場合も、申告は必要です。

の集計はあらかじめ集計の上、申告されますようお願いいたします。

- ④ 医療費控除を受ける方  
支払った医療費が10万円または所得の5%を超えた場合はその領収書、介護保険制度に基づくサービスを受けられた方はその利用料等の領収書
  - ⑤ その他必要と認められる書類
- ※必要な書類が揃っていないと申告を受けることができないことがあります。  
※収支を計算するための経費ごとの集計や医療費控除を受けるための支払額

★問い合わせ  
税務課課税グループ  
☎ 585・2778

## 申告相談日程

| 受付月日     | 町内会名<br>(午前9時～11時30分)             | 町内会名<br>(午後1時～4時まで)  |
|----------|-----------------------------------|----------------------|
| 2月14日(木) | 小坂                                | 太田川                  |
| 15日(金)   | 前田・泉田上                            | 泉田中・泉田下              |
| 18日(月)   | 鳥取                                | 板橋・板橋南               |
| 19日(火)   | 内谷西                               | 内谷東                  |
| 20日(水)   | 貝田                                |                      |
| 21日(木)   | 大木戸                               | 高城                   |
| 22日(金)   | 山根                                | 光明寺                  |
| 24日(日)   | コラッセ福島にて確定申告の受付をしています。どうぞご利用ください。 |                      |
| 25日(月)   | 鶉町・上野・滝山                          | 源宗山(西・東・北)・大坂        |
| 26日(火)   | 山崎北・小林<br>山崎館・山崎小館                | 山崎宮館・宮前<br>山崎耕谷・山崎沢田 |
| 27日(水)   | 石母田東                              | 石母田表・石母田北            |
| 28日(木)   | 石母田原                              | 石母田西                 |
| 29日(金)   | 駅前・錦町・本町                          | 大町南・大町北              |
| 3月2日(日)  | コラッセ福島にて確定申告の受付をしています。どうぞご利用ください。 |                      |
| 3日(月)    | 宮町南・宮町北<br>藤田光陽・藤田宮前              | 宮東・町東                |
| 4日(火)    | 原町                                | 中部                   |
| 5日(水)    | 並柳                                | 築館                   |
| 6日(木)    | 北部・川内                             |                      |
| 7日(金)    | 森江野第1                             | 森江野第2                |
| 10日(月)   | 森江野第3                             | 森江野第4                |
| 11日(火)   | 徳江北                               | 森江野第7                |
| 12日(水)   | 森江野第8                             | 森江野第9                |
| 13日(木)   | 森江野第10・11                         | 森江野第12               |
| 14日(金)   | 予備日                               |                      |
| 17日(月)   | 予備日                               |                      |

※会場は役場第1会議室(2階)です。  
※税務署(会場：コラッセふくしま)で申告される方や税務署から案内を受けている方は国見町で申告相談する必要はありません。  
※混雑を避けるため、指定期日に申告相談されるようご協力をお願いいたします。なお、当日都合の悪い方は期間中の都合のよい日に申告してください。

## 確定申告は コラッセふくしまへ

期間：平成20年2月5日(火)～  
3月17日(月)まで  
午前9時～午後4時  
場所：コラッセふくしま4階(JR福島駅西口)

※昨年同様、税務署内には申告書作成会場を開設していませんので、ご注意ください。

★問い合わせ  
福島税務署 ☎ 534 - 3121

## 税の控除について 介護保険要介護認定者の障がい者 控除・おむつ医療費控除のお知らせ

介護保険制度で要介護に認定された方が、所得税の確定申告や町県民税の申告の際に、税控除を受けるための証明書を申請により発行します。

### ○障がい者控除

〔対象者〕  
65歳以上の方で介護保険法に基づく要介護認定を受けた方です。なお、身体障がい者・精神障がい者手帳を持っている方、以前に交付を受けた方は申請の必要はありません。

### ○おむつ代の医療費控除

〔対象者〕  
要介護に認定を受けた方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方の場合、平成19年中に作成された日付・寝たきり度・尿失禁の有無が記載された主治医意見書を確認して確認書を交付します。

★内容についての問い合わせは  
保健福祉課福祉グループ ☎ 585-2793

## 所得税の主な改正点(平成19年分申告から)

- ① 平成19年分から定率減税が廃止されました。(平成18年分は所得税額の10%が減税されていました。)
- ② 税率が改正されました。4段階⇒6段階へ  
改正前 改正後

| 課税所得      | 税率  | 課税所得      | 税率  |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 330万円以下   | 10% | 195万円以下   | 5%  |
| 900万円以下   | 20% | 330万円以下   | 10% |
| 1,800万円以下 | 30% | 695万円以下   | 20% |
| 1,800万円超  | 37% | 900万円以下   | 23% |
|           |     | 1,800万円以下 | 33% |
|           |     | 1,800万円超  | 40% |

- ③ 地震保険料控除の創設。  
(損害保険料控除からの変更で、最高5万円が所得控除されます。)
- ④ 住宅借入金等特別控除の改正。  
(控除期間が選択できるようになりました。)  
(増改築の範囲にバリアフリー改修が加えられました。)
- ⑤ 寄附金控除の改正。
- ⑥ 減価償却制度の改正。

# 町職員の給与等の状況をお知らせします

**申告が必要です!**

## 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

申告期限:平成20年3月17日まで

### 1. 人件費の状況 (平成18年度普通会計決算)

| 住民基本台帳人口H19.3.31 | 歳出総額 (A)    | 実質収支      | 人件費 (B)   | 人件費率 (B/A) |
|------------------|-------------|-----------|-----------|------------|
| 10,760人          | 3,812,905千円 | 103,818千円 | 933,817千円 | 24.5%      |

※人件費には、一般職員の給料の外、特別職(町長等、議会議員、非常勤の特別職)及び嘱託員に支給される報酬等を含みます。

### 2. 職員給与費の状況 (平成18年度普通会計決算)

| 職員数 (A) | 給与費       |          |           |           | 1人当りの給与費 (B/A) |
|---------|-----------|----------|-----------|-----------|----------------|
|         | 給料        | 職員手当     | 期末・勤勉手当   | 計 (B)     |                |
| 87人     | 345,704千円 | 65,131千円 | 140,607千円 | 551,442千円 | 6,338千円        |

※職員手当に退職手当は含みません。

### 3. 職員の平均給料及び平均年齢

| 区分    | 国見町      |       | 福島県      |       |
|-------|----------|-------|----------|-------|
|       | 平均給料月額   | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均年齢  |
| 一般行政職 | 355,500円 | 42.8歳 | 354,800円 | 43.2歳 |

### 4. 職員の初任給及び経験年数別給与月額状況

| 区分    | 初任給 | 経験年数     |          |          |          |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|
|       |     | 2年       | 10年      | 20年      |          |
| 一般行政職 | 大学卒 | 176,800円 | 183,800円 | 272,000円 | 370,800円 |
|       | 高校卒 | 142,800円 | 148,000円 | 220,400円 | 317,800円 |

### 5. 一般行政職の級別職員数

| 区分     | 1級  | 2級  | 3級   | 4級   | 5級   | 6級     | 合計    |
|--------|-----|-----|------|------|------|--------|-------|
| 標準的な職務 | 主事  | 主事  | 主査   | 主任主査 | 課長主幹 | 総務課長参事 |       |
| 職員数(人) | 1   | 7   | 22   | 29   | 11   | 3      | 73    |
| 構成比(%) | 1.4 | 9.6 | 30.1 | 39.7 | 15.1 | 4.1    | 100.0 |

### 7. 特別職等の報酬など

| 区分  | 給料(報酬)月額         |          | 期末手当       |
|-----|------------------|----------|------------|
|     | 町長               | 議長       |            |
| 町長  | 592,200円 (30%減後) | 338,000円 | 6月期 1.6月分  |
| 副町長 | 574,600円 (15%減後) | 254,000円 | 12月期 1.7月分 |
| 教育長 | 539,800円 (15%減後) | 228,000円 | 合計 3.3月分   |

### 6. 職員手当の状況

| 区分      | 6月期                             | 12月期    | 合計      | 説明  |         |
|---------|---------------------------------|---------|---------|---|---------|
|         |                                 |         |         |   | 期末勤勉手当  |
| 期末勤勉手当  | 1.4月分                           | 1.55月分  | 2.95月分  | 危険・困難・不快・不健康な業務に従事する職員に対して支給される手当<br>職員全体に占める手当支給職員の割合 25.5%<br>支給対象職員1人当たりの支給月額 4,200円<br>手当の種類 12種類 代表的な手当の種類 徴税事務職員            |         |
| 扶養手当    | 制度上の段階、職務の級による加算措置あり。           |         |         | 配偶者13,000円扶養親族それぞれ6,000円(ただし扶養親族でない配偶者のある職員の扶養親族のうち1人は6,500円、配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人は11,000円)扶養親族のうち満16歳年度初めから満22歳年度末までの子供につき5,000円加算 |         |
| 退職手当    | 自己都合                            | 23.5月分  | 33.5月分  | 47.5月分  | 59.28月分 |
|         | 定年・勲奨                           | 30.55月分 | 41.34月分 | 59.28月分   | 59.28月分 |
| 時間外勤務手当 | 正規の時間を超過して勤務したときに支給される手当        |         |         | 借家・間借 月額9,500円を超える家賃を払っている職員に対し、100~27,000円<br>自宅(新築又は購入5年以内) 3,500円(新築又は購入5年超) 2,500円  |         |
| 通勤手当    | 職員一人当たり平均支給月額 49,200円(5月支給69名分) |         |         | 2~4km未満 2,500円 4~6km未満 3,700円 6~8km未満 5,000円<br>8~10km未満 6,200円 …… 80km以上 48,400円   |         |

### 8. 部門別職員数の状況(地方公共団体定員管理調査に基づく人数で全職員数です)

| 部門     | 一般行政部門 |    |      |    |    |    |    |    | 特別行政 |    | 公営企業等      | 合計  |
|--------|--------|----|------|----|----|----|----|----|------|----|------------|-----|
|        | 議会     | 総務 | 企画商工 | 税務 | 民生 | 衛生 | 農林 | 土木 | 合計   | 教育 | 水道・下水道・その他 |     |
| 平成19年度 | 2      | 17 | 8    | 8  | 11 | 6  | 9  | 8  | 69   | 16 | 19         | 104 |
| 平成18年度 | 2      | 17 | 10   | 7  | 11 | 6  | 9  | 9  | 71   | 16 | 20         | 107 |
| 差引     | 0      | 0  | △2   | 1  | 0  | 0  | 0  | △1 | △2   | 0  | △1         | △3  |

※条例上の定数は121人となっています。

(各4月1日現在)

平成19年4月1日現在の「地方公務員給与実態調査」などを基にした町職員の給与の状況をお知らせいたします。

### ◆控除しきれなかった分は、住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲に伴い、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

### ◆平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在のお住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別控除申告書」を提出してください。

| 住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方 | 住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法 |
|---------------------|----------------------|
| 所得税の確定申告をされない方      | 源泉徴収票を添付して市区町村へ提出    |
| 所得税の確定申告をされる方       | 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出  |

※後日、住民税の「住宅借入金等特別控除申告」についてのお知らせを配布します。詳しくは配布するチラシを参照ください。

## 所得税(住民税)の確定申告に向けて 最終回「農業所得の収支計算書の作成!!」

来月には、いよいよ申告です。今回は、申告に行く際のチェックをしてみましょう  
「初めて収支計算で申告される方」を対象とします。

※これまでのおさらい

◎収支計算とは⇒ **収入金額** - **必要経費** = **所得金額**

◎収入金額の整理(帳簿により年間の集計をします)  
◎経費の整理(帳簿により項目ごとに年間の集計をします) } 収支内訳書を作成します  
さあ、いよいよ申告会場へ。その前に最終チェックを・・・

- ・農協などが発行する「貯金取引年間実績表(マネジメント)」は持ちましたか?
- ・収入や支出の証拠となる領収証等は持ちましたか?
- ・記帳したノートやメモ帳、印鑑、預金通帳も忘れずに持参しましょう。
- ・国民年金保険料を控除するためには支払証明書が必ず必要となります。(社会保険庁よりハガキで郵送されています。)
- ・生命保険や地震保険の保険料控除には証明書が必要になります。
- ・医療費控除を受けるためには領収書が必要です。

※お願い 期間内に申告されますよう準備をお願いします。

# みなさんの声をいただきました

—まちづくり懇談会を開催—

11月17日から12月9日にかけて、町内5地区において「まちづくり懇談会」を開催しました。125名の皆さんに出席いただき、これからのまちづくりへの意見・質問など、様々な角度から発言していただきました。今月は、森江野地区・藤田地区の主な内容をお知らせします。



## ◆主なご意見・ご質問

### 森江野 地区

12月2日開催

Q、町あげての一大イベントである義経まつりに、町職員の協力が得られなかったということですが、今後どのようにして職員を動かす、町政の円滑化・効率化を図り、自立の町を目指すのかお聞きしたい。

A、義経まつり等の町の行事については、町職員においても町民と同じ立場で努力するのは当然であると思います。行財政改革の中でも職員の意識改革が強く求められています。

Q、職員の残業手当が、当初予算では足りなくなり、追加の補正予算を12月議会に提案するということが、どうしてなのでしょう。

A、残業手当につきましては、削減を進めています。平成18年度の当初予算は、

平成17年度決算見込みの30%減、今年度の予算につきましては、平成18年度決算見込みの半分を計上しております。削減に向けて取り組んでおりますが、今年は半分の予算でなかなか厳しい状況であることから、12月議会で追加予算をお願いしたところであります。また、121名の職員定数に対し、104名の職員で業務を担当するという厳しい状況となっております。

Q、住宅政策などで小規模集落を活性化する方法はないのか。

A、住宅については、法律上、市街化調整区域に建てることは難しくなっております。森江野地区に新たな住宅団地を整備することは、困難な状況であります。

Q、職員の残業手当が、当初予算では足りなくなり、追加の補正予算を12月議会に提案するということが、どうしてなのでしょう。

A、残業手当につきましては、削減を進めています。平成18年度の当初予算は、

率も高くなり、さらに財政が厳しくなるといいますが町ではどう考えているのか。行政のスリム化と議員歳費の削減を考えてもらいたい。

A、議会議員の皆様につきましては、18名から12名と6名減となり、議会費のスリム化については率先してご協力いただいております。また、町全体でのスリム化が必要でありますので、行財政改革の中で取り組んでおります。

### 藤田 地区

12月9日開催

一部枯れてしまい申し訳ない結果となつてしまいました。あの場所を桜の名所、公園にしたい、町では補植することを考えております。桑折町では、NPOが桜の里親制度をやっておりますので、そのような組織をつくりたいと考えております。

Q、防犯灯、防火貯水槽の設置を要望しております。各地区で多くの要望があるようで順番待ちと説明されましたが、いつまで待たせられるのでしょうか。

A、防犯灯については、各地区から多くの要望が出されております。町内会長からの申請があり次第検討いたします。

防火貯水槽については、年間2箇所に設置しております。今年度は、泉田と並柳に設置を予定しております。要望があった場所については、消防団と協議し、現地調査しながら緊急性の高い順に計画的に進めていきます。



Q、桜の植栽事業については大変結構なことです。今後いかに荒らさないで維持するのか、地元としても協力していきたい。町としても、うまく公園化していただきたい。

A、桜を植えた日が35度、36度と暑い日となり、

Q、まちづくりの事業については、事業が点々と行われており、できれば常時行っている事業があれば良いのではないのでしょうか。

例えば、道の駅を設置しますと常に季節の産物などが出せると思いますので早期の実現をお願いしたい。

A、道の駅を設置することが目的ではなく、事業という観点から考える必要があると思います。投資としても借入金の返済については、道の駅の事業の中から捻出している。町財政の負担にならないようにしなければなりませんと考えております。コンサルタントからの報告の中でも、この地域はさまざまな産物と商品がたくさんあるので、それらをうまく事業に活かせば道の駅ができるということでありました。

Q、これからは高齢化社会を向かえます。町の高齢化



Q、国見ニュータウン内の交差点の件ですが、国見ニュータウンは人が増えてきて、多くの住民が行き来しております。交通事故防止のため、交差点の改良をお願いしたい。

A、交差点手前に段差をつける、事前に安全性を確保する方法も見受けられますが、その中で交差点をカラー舗装する方法で対応しております。交差点に段差をつけることは技術的なものと予算が伴いますので、検討させていただきます。

●まちづくり懇談会についての

問い合わせ

企画情報課企画情報グループ

☎ 585-2927

kikaku@town.kunimi.fukushima.jp



## ○年金収入別年間保険料の目安

| 単身世帯保険料 (円) |        |    |         | 年金収入<br>(万円) | 夫婦2人世帯保険料 (円) |    |        |         |
|-------------|--------|----|---------|--------------|---------------|----|--------|---------|
| 所得割         | 均等割    | 軽減 | 総額      |              | 総額            | 軽減 | 均等割    | 所得割     |
| 0           | 12,000 | 7  | 12,000  | 80           | 24,000        | 7  | 24,000 | 0       |
| 0           | 12,000 | 7  | 12,000  | 100          | 24,000        | 7  | 24,000 | 0       |
| 0           | 12,000 | 7  | 12,000  | 120          | 24,000        | 7  | 24,000 | 0       |
| 0           | 12,000 | 7  | 12,000  | 140          | 24,000        | 7  | 24,000 | 0       |
| 5,215       | 12,000 | 7  | 17,200  | 160          | 29,200        | 7  | 24,000 | 5,215   |
| 20,115      | 32,000 | 2  | 52,100  | 180          | 60,100        | 5  | 40,000 | 20,115  |
| 35,015      | 32,000 | 2  | 67,000  | 200          | 99,000        | 2  | 64,000 | 35,015  |
| 49,915      | 40,000 | 0  | 89,900  | 220          | 113,900       | 2  | 64,000 | 49,915  |
| 64,815      | 40,000 | 0  | 104,800 | 240          | 144,800       | 0  | 80,000 | 64,815  |
| 79,715      | 40,000 | 0  | 119,700 | 260          | 159,700       | 0  | 80,000 | 79,715  |
| 94,615      | 40,000 | 0  | 134,600 | 280          | 174,600       | 0  | 80,000 | 94,615  |
| 109,515     | 40,000 | 0  | 149,500 | 300          | 189,500       | 0  | 80,000 | 109,515 |

※100円未満切捨て。

※夫婦2人世帯は、共に75歳以上で妻の所得が0円の場合。

※年金収入153万円(公的年金等控除120万円+基礎控除33万円)以下は所得割なし。

### 《保険料の計算例：夫婦2人、年金収入180万円のケース》

夫【所得割】(180万円-公的年金等控除120万円-基礎控除33万円)×7.45%=20,115円

【均等割】40,000円×5/10(5割軽減)=20,000円

【年間保険料】所得割額20,115円+均等割額20,000円=40,115円≒(端数処理後)40,100円

妻【均等割】40,000円×5/10(5割軽減)=20,000円【年間保険料】

2人の年間保険料【夫】40,100円+【妻】20,000円=60,100円

## ○被保険者になる前日まで社会保険等の被扶養者だった方

社会保険等の被扶養者で保険料の負担がなかった方も、後期高齢者医療制度の被保険者になると保険料を納める必要があります。その場合、被保険者となった月から**2年間、均等割のみ**の賦課となり、さらに**5割軽減**される激変緩和措置があります。

※ただし、平成20年度については、均等割が半年間は0円となり、その後半年間は**9割軽減**される経過措置があり、実際の保険料は**2,000円(年間)**となります。

| 適用期間               | 軽減内容    |      |
|--------------------|---------|------|
|                    | 均等割額    | 所得割額 |
| 加入時から2年間           | 20,000円 | 0円   |
| 特例 平成20年4月～平成20年9月 | 0円      | 0円   |
| 平成20年10月～平成21年3月   | 2,000円  | 0円   |

## ○保険料の納め方は？

保険料は**原則**として**年金から天引き**されます。ただし、年金額が年額18万円未満の方や後期高齢者医療の保険料と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方については、**納付書**や**口座振替**等により納めていただくことになります。

◆問い合わせ 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎528-9025 FAX521-0254  
又は、住民生活課国保年金グループ ☎585-2785

## 平成20年4月から始まる

## 後期高齢者医療制度の保険料が決まりました。

### 保険料のポイント

▶保険料は、被保険者(75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方)1人ひとりにかかります。

▶福島県の後期高齢者医療制度の保険料率は、均等割額40,000円 所得割額7.45%

▶保険料の算出方法

保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。

**均等割額**

40,000円

+

**所得割額** (所得に応じて計算)

被保険者の総所得金額等(※)から  
33万円を差し引いた金額×7.45%

**保険料**

(上限は50万円)

※被保険者の総所得金額等…収入から必要経費(公的年金等控除、給与所得控除額など)を差し引いたものです。

▶所得が一定額以下の場合の被保険者は、世帯の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます。

▶保険料は、原則年金からの天引き(特別徴収)となります。

### ○保険料の軽減制度(申請手続きは不要です)

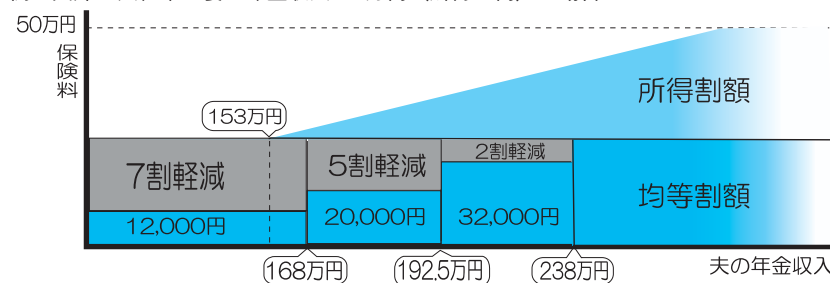
低所得者については、被保険者及び世帯主の所得に応じて**均等割額が軽減**されます。軽減割合は、同一世帯内の加入者及び世帯主の合計所得により判定します。

《軽減対象判定基準》

| 軽減割合 | 世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等                          | 軽減後の均等割額 |
|------|--|----------|
| 7割軽減 | [基礎控除33万円]を超えないとき                            | 12,000円  |
| 5割軽減 | [基礎控除33万円+24.5万円×被保険者(被保険者である世帯主を除く)]を超えないとき | 20,000円  |
| 2割軽減 | [基礎控除33万円]+35万円×被保険者数]を超えないとき                | 32,000円  |

※年金所得については、特別控除(15万円)を差し引いた額で判断します。

例：夫婦2人世帯で妻の年金収入79万円(所得0円)の場合



## ビッグツリー夜空彩る

12月23日、あつかし山に大きなツリー状のイルミネーションが灯りました。「あつかし山ビッグツリー・ライトアップ」は今回で15回目を数えます。

小雨模様の中、佐藤町長・佐久間友一阿津賀志山ライトアップ実行委員長などが点灯のスイッチを入れると、山頂には幻想的な光が浮かび上がりました。また、同時に打ち上げられた花火は、冷え切った夜空に花開きました。



## 使命感をむねに

新春恒例の町消防団出初式が1月6日、グリーンアリーナ923で行われ、年頭に一層の精励を誓いました。

消防団員及び女性防火クラブ員合わせて205名が整列、通常点検・車両点検の後、佐藤力町長が「町民生活の安全・安心確保にご尽力いただき、災害のない年となるよう祈ります。」と年頭のあいさつを述べ、松浦幹男団長は「新年にあたり、消防・防災活動へ一層精進してまいります。」と誓いを述べました。



成人おめでと〜うございませす

## 成人を迎えて

瀬戸 芳江 (中部)



成人証書を手にし、社会から認められた今、嬉しい気持ちもありますがその反面、様々な物事に対して社会人としての責任と自覚を持って行動をしなければなりません。法律的にも社会的にも一人の大人としてみられ、個人が様々なことを選択でき、また、多くの権利を得ることができるようになったからです。

しかし、成人したからとはいえ大人としてはまだまだ未熟です。これから先、きっと困難が多く待ち受けているでしょう。そして、今まで以上に社会の厳しさを感じることもあるでしょう。そんな時、周りの人々の存在を強く感じると思います。そのため、他者に対する思いやりの気持ちや感謝の気持ちを常に忘れることなく、毎日大切に過ごしていきたいと思えます。

(成人式 答辞からの抜粋です)

1月13日、国見町成人式が挙行され、122名(男59名、女63名)が大人の仲間入りをしました。式典で佐藤町長は「情熱をもって若い力を大いに発揮してほしい」と式辞を述べ、地区代表者へ成人証書を手渡しました。佐藤忠美町議会議長、玉手選挙管理委員長が祝辞を述べ、新成

人を代表して瀬戸芳江さん(中部)が答辞を述べました。式典の後の記念パーティーでは、旧友や恩師との再会に笑顔があふれ、互いの近況や将来を語り合っていました。また、町選挙管理委員会(玉手正平委員長)では、選挙権をもった新成人に選挙アンケート用紙を配り、模擬投票を体験してもらいました。



## 厳冬の中走り初め 大枝地区元朝マラソン

国見町大枝地区家庭スポーツ協会(小林裕一会長)が主催する第31回元朝マラソン大会は、新春1月1日午前8時、川内厳島神社をスタートに開催されました。地区の親睦と健康増進を願い、地区内外から約50名が、雪が降りしきる中走り始めをしました。

## 99歳 白寿の祝い

後藤ヨシミさん

1月7日に満99歳の「白寿」を迎えた後藤ヨシミさん(徳江字親郷4)へ、佐藤町長より町条例に基づき敬老祝金を贈呈し、佐藤忠美議長からは花束が贈られました。少し前までは、畑仕事をしていたという働き者です。怒ったりはせず、食事はほどほどに生活のリズムを崩さないのが長生きの秘訣だそうです。



2月1日～7日は生活習慣病予防週間  
スローガン  
『向き合おう  
自分の体 自分の生活』

# 保健だより

保健福祉課 保健グループ ☎(585)2783  
hoken@town.kunimi.fukushima.jp

最近なにかと話題のメタボリックシンドローム。  
『メタボリックシンドローム』とは、内臓脂肪型肥満（腸のまわりや腹腔内に脂肪が溜まるタイプの肥満）の人が「糖尿病」「高血圧」「高脂血症」といった生活習慣病になる危険因子を併せ持っている状態のことをいいます。それぞれの検査値がそれほど悪くない場合でも、そのまま放置しておくとも年齢相応よりも速く動脈硬化が進行し、その結果、心筋梗塞や脳梗塞など命にかかわる病気になる危険性が高くなります。  
メタボリックシンドロームの一番の対策は、何といても内臓脂肪を減らすことです。内臓脂肪は生活習慣の改善で減らしやすいといわれています。この機会に自分の生活習慣を振り返り、できることから取り組んでいきましょう。

## メタボリックシンドローム予防実践ポイント

メタボリックシンドロームから身を守るには「1に運動、2に食事、しっかり禁煙、最後にクスリ」がキーワード。服薬によるコントロールは最終手段として、まずは食生活と運動の改善、禁煙といった生活習慣により、メタボリックシンドロームの根本原因である内臓脂肪を減らすようにしましょう。

### ○運動を習慣にしよう

日常生活の中で積極的にからだを動かしましょう。長く続けられる運動を習慣にしましょう。



### ○食生活を改善しよう

栄養バランスの整った食生活を送りましょう。食べ過ぎを防ぎ、体重管理をしっかり行いましょう。

### ○今すぐ禁煙しよう

喫煙は健康によくありません。これを機会にきっぱり禁煙しましょう。



### ○健診は必ず受ける

年に1度の定期健診を欠かさず受けましょう。健診結果を今後の健康管理に役立てましょう。

## \*\*\* 乳 児 健 診 \*\*\*

| 該 当 児                                   | 実 施 日    | 受 付 時 間         | 会 場               |
|---|----------|-----------------|-------------------|
| ・3か月児（平成19年11月生まれ）<br>・9か月児（平成19年5月生まれ） | 3月27日（木） | 午後1時15分～午後1時45分 | 観月台文化センター<br>第1和室 |

【健診内容】 医師の指導、身長・体重測定、調乳、離乳、予防接種などについて  
《持参するもの》 母子健康手帳を忘れずに！

## \*\*\* 1歳6ヵ月児健診 \*\*\*

| 該 当 児                          | 実 施 日    | 受 付 時 間      | 会 場               |
|--------------------------------|----------|--------------|-------------------|
| 平成18年7月1日～<br>平成18年9月30日生まれの幼児 | 3月13日（木） | 午後1時30分～午後2時 | 観月台文化センター<br>大研修室 |

【健診内容】 内科と歯科の医師の診察、歯科衛生士による歯みがき指導、生活保健指導、身長・体重測定を行います。

臨床心理士による相談・指導…子育てに関する不安や悩み等、お気軽にご相談ください。  
栄養指導（おやつを試食）もあります。

《持参するもの》 母子健康手帳と1歳6ヵ月児健康診査票（必要事項を記入してください）を忘れずに！

## \*\*\* ニコニコ相談会 \*\*\*

| 該 当 児            | 実 施 日   | 受 付 時 間              | 会 場               |
|------------------|---------|----------------------|-------------------|
| 国見町在住の乳幼児及びその保護者 | 3月6日（木） | 午前9時30分～<br>午前10時30分 | 観月台文化センター<br>第1和室 |

【実施内容】 身体測定、栄養相談、子育て相談等について保健師、栄養士がお待ちしております。  
《持参するもの》 母子健康手帳を忘れずに！



サンタさんが来たよ！

12月22日、藤田保育所でクリスマスお楽しみ会が開かれ、園児たちが一生懸命練習してきたダンスや劇などをお父さん、お母さんへプレゼントしました。最後にサンタさんも登場し、ご褒美にプレゼントをもらった園児たちは大喜びでした。

# 12月の グラフィア

地域の話題を写真でお届けします。

## 「森江野の豊かな土地を とばすなよ」 森江野小で交通安全標語表彰

桑折地区交通安全協会森江野部会（佐藤悦郎部会長）では、12月21日森江野小学校において交通安全標語入選作の表彰式を行いました。標語は児童と保護者の部門で合わせて127点が寄せられ、入選作10点が選ばれました。入選作の看板は、学区内の交差点などに掲示され交通事故防止を呼び掛けます。



## 今年も良い年に

1月4日、恒例の新春賀詞交歓会がJ A伊達みらい国見会館で行われました。参加者約180名の前で、佐藤町長、佐藤町議会議長、佐藤 J A伊達みらい代表理事専務、東海林町商工会長が新年のあいさつを述べました。参加者は「今年も良い年になりますように」と新年のあいさつを交わしました。

## おせち料理をどうぞ

12月26日、町日赤奉仕団では、76歳以上の1人暮らしのお年寄りの方を対象として、早朝より奉仕団員の方々が調理したおせち料理を宅配されました。民生児童委員の方々の協力により、105名におせち料理が届けられ、大変喜ばれました。





# 募集

## 放送大学生募集

放送大学では、平成20年度第1期（4月入学）の学生を募集しています。

放送大学では、テレビ等の放送を利用して授業を行う通信制大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

働きながらの大学卒業やキャリアアップ、退職後の生きがい作りなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

資料を無料で差し上げています。お気軽にお問い合わせください。

▼募集期間：平成19年12月15日～平成20年2月29日  
▼資料請求・問い合わせ  
放送大学福島学習センター  
〒969-1792  
福島県国見町  
〒969-1792  
国見町  
〒969-1792  
国見町

# お知らせ

## 確定申告及び税の無料相談会

東北税理士会福島支部では、2月23日の「税理士記念日」にちなみ、確定申告や税金に関する無料相談会を開催します。

▼日時：2月23日（土）24日（日）午前10時～午後4時  
▼場所：ユニックスビル9F第2会議室  
▼相談内容：確定申告に関すること（確定申告書の提出代行も行いますので、印鑑や生命保険、損害保険などの各種証明書、源泉徴収票、その他申告に必要な書類をご持参下さい）、消費税・贈与税・相続税及び住民税・固定資産税その他税金に関すること。

◆お問い合わせ  
東北税理士会福島支部  
〒969-1792  
国見町  
〒969-1792  
国見町

## 摘審講習会の開催について

（紳シルバ）人材センターでは、摘審の講習会を開催します。60歳以上で就業希望のある方は、受講してください。

▼日時：2月28日（木）午前10時～午後4時  
▼場所：J A伊達みらい国見営業センター  
◆お問い合わせ  
（紳）国見町シルバ人材センター  
〒969-1792  
国見町  
〒969-1792  
国見町

## 法務なんでも無料相談

法務局では、行政サービス向上の一環として、法務局で取り扱っている登記、人権擁護、戸籍・国籍、供託などの各業務について、無料相談所を開設します。秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談下さい。

▼日時：2月3日（日）午前10時～午後4時  
▼場所：エスパル福島5階ネクストホール  
▼相談内容：不動産・商業登記の手続、土地の境界問題、遺産相続

## 地代・家賃等の供託

戸籍・国籍、夫婦・家庭内の問題、成年後見、公正証書に関すること、公任寄附・子供の虐待いじめ・体罰問題、セクシャル・ハラスメント、障害者の差別問題など。

◆担当者：法務局職員  
◆証人、人権擁護委員  
◆その他：電話相談も併せてお受けします。  
（〒969-1792）  
536-1115、1174  
◆お問い合わせ  
福島県法務局総務課  
〒969-1792  
国見町  
〒969-1792  
国見町

# インフォメーション

## 西根堰土地改良区より 農地異動届けを

伊達西根堰土地改良区費の水利費賦課は、毎年4月1日現在の農地面積を基準に算定されます。平成20年度の水利費賦課の基準となる農地面積などに変更があった場合は、届出をしてくださいます。

▼届出期間：3月21日（金）まで  
▼届出先：伊達西根堰土地改良区  
〒969-1792  
国見町  
〒969-1792  
国見町

より所有権が変わったとき  
▽地区除外をするとき  
▽経営移譲や死亡など  
▽名義変更や死亡など  
▽農地の変更にあったとき  
▽農地の貸借があったとき  
（水利費の支払義務者を確認してください）

## 今月の納税

介護保険料（第7期）  
国民健康保険料（第7期）  
納期限は…  
**1月31日（木）です。**

## 2月の心配ごと相談

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 5日(火)  | 佐藤 正子さん<br>滝川 孜さん   |
| 15日(金) | 菊地 千津子さん<br>菊地 忠良さん |
| 25日(月) | 安田 駒さん<br>村木 幹雄さん   |
| ・場所    | 役場(2階)相談室           |
| ・時間    | 午前9時～正午             |

## 誕生おめでとう

|           |            |
|-----------|------------|
| 和泉 亜依ちゃん  | 英樹さん       |
| 志田 恵理奈ちゃん | 恵美さん(山崎宮館) |
| 羽賀 司さん    | 夕香里さん(滝山)  |
| 斎藤 莉々花ちゃん | 典代さん(山崎耕谷) |
| 秦 歩花ちゃん   | 真里さん(本町)   |
| 一條 孝太朗ちゃん | 三知代さん(太田川) |
| 優さん       |            |

## 結婚おめでとう

|         |          |
|---------|----------|
| 山平 睦さん  | 第10      |
| 松浦 富子さん | 第62(大木戸) |
| 蓬田 登さん  | 第91(第9)  |
| 佐藤 善宏さん | 第70(第12) |
| 佐藤 義雄さん | 第96(前田)  |
| 武田 大藏さん | 第84(宮町南) |
| 古山 アキさん | 第88(第3)  |
| 本間キヨシさん | 第91(駅前)  |
| 田代キミヨさん | 第87(町東)  |
| 佐藤 ミツさん | 第85(鴨町)  |
| 菊地 寛幸さん | 第22(第10) |
| 徳江 年雄さん | 第88(第9)  |
| 赤坂 ゆきさん | 第84(内谷西) |

## 第4回「桜のうた」短歌募集

三十一文字に思いをこめて…  
桜にちなんだ短歌を募集します。

《募集期間》2月20日（水）まで  
《賞》一般・学生の部に分けて大賞、準賞など多数  
◎今回より、国見町にちなんだ作品を対象に「ふるさと賞」を設けました。  
《応募方法》1人2首までとします。

①はがきでの応募（はがき1枚につき1首）

作品例

桜のうた

係

50

義経ゆかりの国見町

「桜のうた」係

係

〒969-1792  
義経ゆかりの国見町「桜のうた」係  
②インターネット  
<http://www.town.kunimi.fukushima.jp/>

## 「桜のうた」ボランティアスタッフを募集します！

実行委員会では、「桜のうた」の事業に興味があり、表彰式当日を含め手伝っていただける方を広く募集いたします。短歌の心得は必要ありません。まちづくりなどのイベントに興味がある方ならどなたでも構いません。

ご協力いただける方は、下記までお問い合わせください。  
《募集期間》…表彰式当日3月30日（日）まで  
《問い合わせ》  
第4回「桜のうた」実行委員会事務局（国見町企画情報課内）  
〒585-2927 FAX 585-2181  
E-mail kikaku@town.kunimi.fukushima.jp

## 人口と世帯

平成19年12月1日現在  
人口 10,449人 (-13)

|    |              |
|----|--------------|
| 男  | 5,000人 (-14) |
| 女  | 5,449人 (+1)  |
| 出生 | 6人           |
| 死亡 | 7人           |
| 転入 | 16人          |
| 転出 | 28人          |
| 世帯 | 3,224世帯      |

## 交通事故発生状況

1月～12月

|       |    |    |
|-------|----|----|
| 管内    | 国  | 見  |
| 人身事故数 | 83 | 32 |
| 死者    | 2  | 0  |
| 傷者    | 99 | 40 |

掲載を希望されない方は、届出の際にお申し出下さい。

(12月末日までに、当町窓口で受付した方で、住所を有する方を掲載しました。)



## 新春お笑い寄席

笑点の司会でもおなじみの桂歌丸をはじめとする「落語芸術協会」の御一行が新春のお笑いをお届けします。今年も二本松市東和町出身の三遊亭左遊師匠のコーディネートにより、通常半額料金で実施します。

日時 2月20日(水) 午後6時30分開場 午後7時開演  
 入場料 2,000円(当日2,500円) 全席指定  
 出演者 桂歌丸(落語)、三遊亭左遊(落語)、三遊亭遊馬(落語)  
 鏡味正二郎(太神楽)



桂 歌丸

## 第16回 町長杯新春囲碁・将棋大会 参加者募集

- ◆期日 2月3日(日)午前9時開会(午後4時終了予定)
- ◆会場 観月台文化センター 第1和室
- ◆会費 1人1,000円 小中学生500円(昼食代含む)
- ◆対象 町民及び町内の職場に勤務する愛好者、小中学生愛好者、又は、国見町囲碁同好会及び将棋同好会の会員
- ◆定員 囲碁・将棋 各30名
- ◆表彰 上位者に表彰あり、参加賞
- ◆申込み 1月28日(月)まで生涯学習課へ  
(電話・メールでの申込みも可)



### 観月台文化センター

#### 多目的スペース作品展示

- ◇3県交流写真展(国見写真倶楽部)  
1月24日～2月7日
- ◇国見町絵画クラブ・絵手紙教室あすなる展  
2月9日～3月1日
- ◇時間 午前9時～午後5時
- ◇主催 国見町文化団体連絡協議会

・飲食はなし  
・利用前に事務室へ受付してください。  
・本の貸出は、5冊まで。貸出期間は2週間です。

## 募集

### 健康体操&ダンス教室

- ・日時 3月1日(土)、8日(土)、15日(土)  
午前9時30分～午前11時
- ・場所 観月台文化センター・大研修室、ホール
- ・対象 国見町在住、又は在勤の方
- ・指導 八城久美子 先生  
(レクリエーションインストラクター)
- ・内容 有酸素運動(ダンス)・ストレッチ・筋力アップ体操
- ・定員 30名程度
- ・準備物 運動に適した服装、スポーツシューズ、バスマット又は大判バスタオル、飲み物、汗ふきタオル
- ・申込み 2月20日(水)まで生涯学習課へ  
(電話・メール可)



### 第11回インドアテニス大会

- ・日時 2月10日(日)開会式9時
- ・場所 上野台運動公園  
グリーンアリーナ923
- ・種目 男子ダブルス・女子ダブルス
- ・参加 ①町内の一般社会人で編成したチーム  
資格 ②町内の同一職場、事業所で編成したチーム  
③伊達市、郡内のテニスクラブ会員又は愛好者
- ・参加料 1ペア2,000円  
※当日持参
- ・申込み 2月1日(金)まで生涯学習課  
又は上野台体育館(☎585-5370)へ



## スポーツ

## 生涯学習 つうしん



国見町教育委員会生涯学習課  
(観月台文化センター)  
☎(585)2676 FAX(585)2707  
E-mail shogai@town.kunimi.fukushima.jp

### 藤田っ子わんぱく広場 「冬休み書きぞめ教室」



12月25日、福島県書きぞめ展コンクールに向けて高

橋竹峰先生(町内在住)に指導を受け、毛筆習字の練習をしました。  
 参加児童18名は、筆の基本的な扱いを習った後、書道の姿勢と書き方を教わり、次に実技に入りました。筆を握るのは初めてという一年生もいて、墨で手を黒くしながらも真新しい筆を懸命に走らせていました。  
 講師の高橋先生は、町内の子ども達が日本の伝統文化である習字にふれ、書道展で良い成績を収めてもらいたいと昨年に引き続きご指導くださいました。

### ふるさと歴史教室

今年度も出前町民講座「ふるさと歴史教室」が始まりました。町内会長連絡協議会と町郷土史研究会の協力を得て、町内の5ヶ所をめぐります。講師には郷土史研究家の菊池利雄先生を迎え、各地区ごとのテーマについての講演と現地見学が行なわれています。  
 第1回目の藤田地区は、12月15日に石母田集会所で「石母田氏と石母田城」を伊達家の重臣であった石母田氏と石母田氏の居城である石母田城について講演を

## 行事のお知らせ

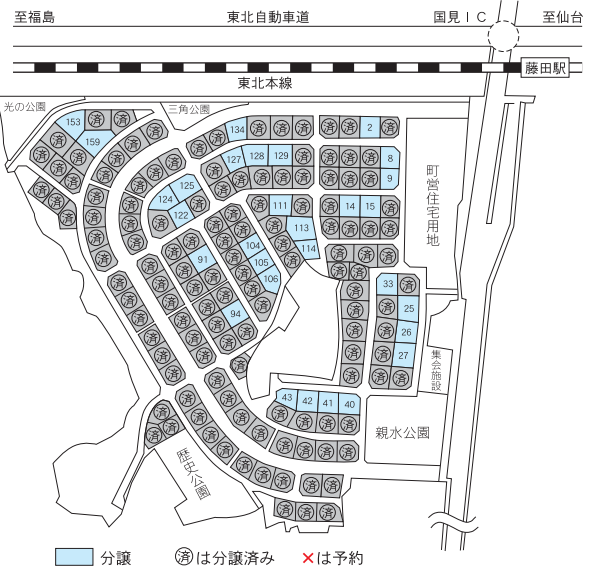
### 《2月》

- 2日(中) ジュニア 3B 体操教室  
ふるさと歴史教室(大木戸ふれあいセンター)
- 3日(日) 町長杯新春囲碁将棋大会
- 4日(月) 休館日
- 5日(火) 子ども移動図書館(大枝小)
- 6日(水) 藤田っ子わんぱく広場(藤田小)
- 8日(金) 子ども移動図書館(藤田小2年)
- 9日(土) ジュニア 3B 体操教室  
ふるさと歴史教室(東部高齢者等活性化センター)
- 10日(日) インドアテニス大会(グリーンアリーナ)
- 12日(火) 子ども移動図書館(小坂小)
- 13日(水) 藤田っ子わんぱく広場(藤田小)
- 14日(木) 子ども移動図書館(森江野小)
- 15日(金) 子ども移動図書館(藤田小1年)  
成人学級「閉講式」
- 16日(土) ジュニア 3B 体操教室
- 17日(日) 家庭の日
- 18日(月) 子ども移動図書館(大木戸小)
- 20日(水) くみに女性教室「閉講式」  
新春お笑い寄席  
藤田っ子わんぱく広場(藤田小)
- 21日(木) 子ども移動図書館(藤田小3年)
- 22日(金) 阿津賀志学級「閉講式」
- 23日(土) 少年仲間づくり教室「閉講式」
- 24日(日) 藤田っ子わんぱく広場(藤田小)
- 28日(木) ブックスタート

※「家庭の日」(毎月第3日曜日)は、観月台文化センター入浴施設の料金が小中学生に限り無料となります。



今後のふるさと歴史教室の日程は次のとおりです。  
 ○第4回「伊達五山、光明寺の歴史」：2/2(土) 大木戸ふれあいセンター  
 ○第5回「西大枝村明細帳を読む」：2/9(土) 東部高齢者等活性化センター  
 ※時間はいずれも午後1時30分～3時  
 ※申込みは生涯学習課へ



### 3拍子揃った自慢の宅地!!

- 低価格!!**
- 交通の利便性とすぐれた立地条件!!**
- 上下水道完備!!**
- 分譲斡旋報奨支給**  
分譲斡旋を頂いた方へ1区画あたり50万円の報奨金が支給されます
- Uターン新築等奨励金**  
新築家屋と土地の固定資産税相当分を交付(1年分)

よりお求めやすく国見町が強力バックアップ!

支払い条件 契約時10%、残高は3年以内の分納可 ※建築業者の指定や建築期限等はありません

- 5年間の利子補給制度**  
1千万円を限度に、2%について5年間補給します。
- 4区画限定最大20%OFF**  
※条件あり
- 遠距離からの現地見学者交通費助成制度**  
※首都圏等の条件あり。詳しくはお問い合わせ下さい。

## 30区画分譲中

### 国見町企画情報課

kikaku@town.kunimi.fukushima.jp

☎585-2927

平成11年度に162区画の分譲開始以来、毎年着実に販売を進め、既に132区画を分譲、残り30区画となりました。厳しい経済状況のもと、緩やかながら着実なる前進が図られています。国見ニュータウンの恵まれた環境と安心によるものと考えられます。既に98世帯を超える方々が移住されており、半数以上が国見に移り住まれた方で、定住化構想も前進しております。「国見町が国土交通省の補助のもと、しっかりと造ったものだから、安心さらに格安」このことを大切に、既に入居されている方をはじめ多くの皆様に信頼・支援されるよう努めてまいります。

## 着実なる前進 安心確實の分譲地



# 国見ニュータウン

藤田小学校

小なまオたち

編集発行 国見町

新春の朝  
小林 奈美

6年 小林 奈美

小鳥の声  
佐藤 雅思

5年 佐藤 雅思

冬の山里  
五十嵐 温子

4年 五十嵐 温子

お年玉  
渡辺 真世

3年 渡辺 真世

レモン  
安藤 千紘

2年 安藤 千紘

ひので  
渡辺 拓陽

1年 渡辺 拓陽